

種苗法改正に伴う埼玉県の対応について



■種苗法改正(令和2年12月)の概要

- 登録品種について、育成者権者が種苗の海外への持ち出しや国内での栽培地域を制限できます。(令和3年4月1日から)
 - 「登録品種である旨」「輸出や栽培地域の制限がある場合その旨」を種苗の譲渡時などに表示することが義務化されました。(令和3年4月1日から)
 - 登録品種の自家増殖に育成者権者の許諾が必要になります。(令和4年4月1日から)
- ※登録品種の種苗については、利用条件をよく御確認ください。

■埼玉県登録品種の取扱い

- 県登録品種は海外持ち出し禁止です。
- 県登録品種は利用許諾契約などで栽培地域を県内に制限しています(茶、シクラメンを除く)。なお、新たな品種の種苗法上の栽培地域指定は、登録出願時に個別に検討します。
- 県登録品種の自家増殖は、県内生産者に限り(茶は県内・県外生産者に)許諾し、許諾料は無償とします。また、自家増殖の許諾手続きは不要です。(令和4年4月1日以降)
 - ・稲、日本なし、はたけしめじ(県内のみ) 茶(県内・県外)
下記の遵守事項を条件として自家増殖を許諾
 - ・いちご 県と利用許諾契約を締結した県内団体の構成員である生産者に限り県内での栽培を認め、自家増殖を許諾
 - ・シクラメン 県と利用許諾契約を締結した種苗業者から再利用許諾を受けた生産者に限り栽培を認め、そのうち県内所在の生産者に限り自家増殖を許諾

※品種別の取扱いは裏面

【遵守事項】(稲、日本なし、はたけしめじ、茶)

自家増殖を行った時点で、下記の遵守事項に同意したものとみなします。

ア 増殖した種苗の栽培は埼玉県内に限ること(稲のいわゆる出作及び茶を除く)。

イ 収穫物等を種苗として用いる際は、当該品種の特性を損なうことのないよう、適切に選別して利用すること。

ウ 増殖した種苗のうち、自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。

エ 当該品種の種苗を用いて得た収穫物等を、種苗として有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと。

オ 第三者への譲渡を防止する観点から、当該品種の種苗を用いて得た収穫物等を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合、遅滞なく埼玉県にその旨を報告すること。

カ 自家増殖の許諾に関連する書類やほ場等について、必要に応じて埼玉県が調査することを認め協力すること。

キ その他自家増殖の許諾に関係する事項について埼玉県の指示に従うこと。

◇種苗法の改正について(農林水産省)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyuhou/index.html>

◇種苗法改正に伴う埼玉県の対応等について(埼玉県)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0904/syubyuhou/index.html>



埼玉県のマスコット
「コバトン」

埼玉県農林部生産振興課 主穀担当

TEL : 048-830-4145 FAX : 048-830-4843

E-mail : 4130-03@pref.saitama.lg.jp

埼玉県登録品種の自家増殖の取扱い

令和4年2月24日現在

作物	品種名 (商標名)	自家増殖 (県内)		自家増殖 (県外)		備考
		可否	許諾 手続	可否	許諾 手続	
稲	彩のかがやき	可	不要	否	-	
	さけ武蔵	可	不要	否	-	
	彩のみどり	可	不要	否	-	
	彩のきずな	可	不要	否	-	
	むさしの26号	可	不要	否	-	
	むさしの27号 登録出願中	可	不要	否	-	
	むさしの29号 登録出願中	可	不要	否	-	
日本なし	彩玉	可	不要	否	-	
はたけしめじ	彩の子	可	不要	否	-	
茶	むさしかおり	可	不要	可	不要	
	さいのみどり	可	不要	可	不要	
	ゆめわかば	可	不要	可	不要	
	おくはるか	可	不要	可	不要	
	さやまあかり	可	不要	可	不要	
いちご	埼玉園い1号 (かおりん)	可	不要	否	-	県と利用許諾契約を締結した県内団体の構成員である生産者に限り県内での栽培を認め、自家増殖を許諾。
	埼玉園い3号 (あまりん)	可	不要	否	-	
	べにたま 登録出願中	可	不要	否	-	
シクラメン	麗しの香り	可	不要	否	-	県と利用許諾契約を締結した種苗業者から再利用許諾を受けた生産者に限り栽培を認め、そのうち県内所在の生産者に限り自家増殖を許諾。
	孤高の香り	可	不要	否	-	
	香りの舞い	可	不要	否	-	
	天女の舞	可	不要	否	-	
	みやびの舞	可	不要	否	-	

注1) 自家増殖を許諾する場合には許諾料無償。

注2) シクラメン(天女の舞、みやびの舞)は埼玉県と国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構との共同育成品種。

注3) 登録出願中の品種も含む。